

## 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について次のとおり公表します。

### 【知名町の概要】

- 「健全化判断比率」は、いずれも早期健全化基準を下回っており健全な状態です。
- 「資金不足比率」について、赤字となった公営企業はありません。

### 1 健全化判断比率

(単位：%)

| 項目      | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 知名町     | —      | —        | 11.9    | 12.6   |
| 早期健全化基準 | 15.00  | 20.00    | 25.0    | 350.0  |
| 財政再生基準  | 20.00  | 30.00    | 35.0    |        |

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載しています。

### 2 資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計の名称        | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|----------------|--------|---------|
| 水道事業会計         | —      | 20.0    |
| 下水道事業特別会計      | —      |         |
| 農業集落排水事業会計     | —      |         |
| 知名町合併処理浄化槽事業会計 | —      |         |

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載しています。